

豊田市給水台帳ファイリングシステム運用について

現在、業務執行上必要なため、給水装置の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を申請者から依頼を受け、承認申請事前調査のため、豊田市上下水道局給水装置工事事業者（以下「事業者」という。）が、給水台帳をファイリングシステムから出力して添付している。

個人情報保護条例が平成16年1月1日に施行されるにあたり、個人情報の保護を図る目的から、上記施行日以降に利用する場合は、事業者は豊田市事業管理者に対し、豊田市給水台帳ファイリングシステム利用誓約書（以下「利用誓約書」という。）と、利用の都度申請書を管理者に提出して頂くように運用を変更する。

1 目 的

豊田市給水台帳ファイリングシステム（以下「システム」という。）にて保有する給水台帳に記載されている情報の保護と適正な管理を行うことにより、住民の利便と信頼を図るものとする。

2 利 用 者

所有者本人又は所有者から委任を受けた事業者等に限る。ただし、管理者が必要と認められた者を除く。

3 利用方法

本人又は事業者は利用の都度申請書を管理者に提出するものとする。ただし、システムを利用する事業者は当該年度の初利用時に、利用誓約書を提出するものとする。また、システムから出力された給水台帳については職員に報告するものとする。なお、事業者は上記目的を十分に理解し、出力した給水台帳を厳重に管理するものとする。

4 利用期間

利用誓約書の有効期間は、提出日より当該利用年度末日までとする。

5 利用誓約書

別紙様式第1にて定める。

6 申 請 書

別紙様式第2にて定める。

付則

この運用は、平成16年1月1日より施行する。